業務及び財産の状況に関する説明書類

第29期　2025年7月1日から 2026年6月30日まで

2026年8月25日作成（公衆縦覧の開始日）
監査法人名　双葉監査法人
所在地　東京都新宿区新宿２丁目４番６号
フォーシーズンビルアネックス
代表者　統括代表社員　菅　野　豊

一．業務の概況

１．監査法人の目的及び沿革

一　財務書類の監査又は証明を行うこと
二　財務書類の調製をし、財務に関する調査もしくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずること

監査法人の沿革

1998年4月23日東京都新宿区にて双葉監査法人設立
2008年6月6日目的に上記二項業務を追加
2010年9月11日東京都新宿区西新宿7-8-12昇立西新宿ビルに移転
2024年2月17日東京都新宿区内にて現所在地に移転

２．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

2026年6月30日現在、当監査法人は無限責任監査法人であります。

３．業務の内容

(1) 業務概要

第29期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）の監査証明業務は26社に対し実施いたしました。

内訳は、金商法・会社法監査6社（うち２社は契約解除）、学校法人監査13社、労働組合監査2社、任意監査5社であり、業務収入は165,040千円となっております。

また、非監査証明業務は1社、業務収入は1,000千円となっております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

※2026 年 6 月 30 日現在
（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	４社	４社
②金商法監査	－社	－
③会社法監査	－社	－
④学校法人監査	１３社	－
⑤労働組合監査	２社	－
⑥その他の法定監査	－社	－
⑦その他の任意監査	５社	－
計	２４社	４社

(4) 非監査証明業務の状況

大会社等　１社

４．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

①　経営の基本方針

当監査法人では、経営理念として以下の３つのポリシーを示しております。

・監査制度の社会的信頼を確保するために、職業専門家としての社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え、公共の利益に資すること

・すべての監査業務の品質が保持されなければならないことが当監査法人の最優先事項であること

・独立不偏の第三者として絶えず職業的専門家としての懐疑心を以って業務を遂行すること

②　経営管理に関する措置

当監査法人では、経営理念及び行動指針に従った経営管理の方針を経営

管理規程として定めており、構成員への周知を図ることとしております。

③　法令遵守に関する措置

当監査法人では、品質管理規程において、当監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すべきことを定めております。

④　その他

当監査法人では、当監査法人の構成員が共通に保持すべき職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢を実践するための責任や行動の指針として、以下を品質管理方針として定めております。

・経営理念を踏まえて自らを律し、率先して範を示す行動を実践すること
・独立性の阻害要因を排除し、経営理念を実践できる環境を整備すること
・自由闊達なコミュニケーションを推奨し、そのための環境を整備すること
・専門要員に対する適時適切な教育、指示、監督及び査閲を重視すること

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

①　専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人では、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置は行っておらず、専担者として代表社員から品質管理担当責任者１名を社員会において選任しております。

②　専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当監査法人では、専担者と上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性を確保するため、専担者による上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を制限しております。ただし、上場会社等の監査業務から完全に離れることは、かえって品質管理能力の低下につながると考えられるため、監査業務との兼務を認める場合がありますが、当該監査業務に関しては、関与のない他の社員が品質管理を行うこととしております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2026 年 6 月 30 日

② 業務の品質の管理の目的

当監査法人は、より質の高い監査の実施に対処するために、品質管理規程において以下の品質目標を設定しております。

(1) 監査責任者が監査業務の品質の管理と達成に対して、監査業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与するという全体的な責任を含め、監査チームが自らの責任を理解し果たすこと

(2) 監査チームの指揮及び監督の内容、時期及び範囲、並びに作業の査閲が、業務の内容及び状況、監査チームに割り当てられた資源に基づき適切であること。また、経験の浅い監査チームのメンバーが行う業務については、より経験のある監査チームのメンバーが指揮、監督及び作業の査閲を行うこと

(3) 監査チームは、職業的専門家としての適切な判断を行い、また、職業的専門家としての懐疑心を保持及び発揮すること

(4) 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について専門的な見解の問合せを行い、合意された結論に従って対処すること

(5) 監査チーム内の監査上の判断の相違又は監査チームと審査担当者若しくは事務所の品質管理システムにおいて活動を実施する者との監査上の判断の相違は、監査事務所に報告され、解消されていること

(6) 監査調書は監査報告書の提出日後に適時に整理され、監査事務所自らの必要性を満たし、また法令等、職業倫理に関する規定及び職業的専門家としての基準を遵守するために適切に維持及び保存されること

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当監査法人では日本公認会計士協会が定める倫理規則を遵守するほか、研修会等での説明を通じて、当監査法人及び専門要員がこれらの規程を遵守することを合理的に確保しております。監査責任者は、上記規定を遵守するとともに、監査業務の各局面において監査チー

ムのメンバーがこれらを遵守していることを確かめることとしております。

当監査法人では、倫理規則等に定める独立性に関する規定を遵守するほか、品質管理規程に独立性保持に関する事項を定め、独立性に関する確認書の徴取、情報の収集及び伝達、大会社等にかかる監査業務のローテーション等を通じて、当監査法人及び専門要員がこれらの規定を遵守することを合理的に確保しております。監査業務のローテーションについては、2020年2月20日付日本公認会計士協会会長通牒2020年第1号の趣旨を踏まえ、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に基づいて、ローテーションの方針及び手続にかかる規程として品質管理規程に監査業務の担当者の長期間の関与に関する方針及び手続を定めております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人では、監査契約の新規締結及び更新に関して、品質管理規程に方針及び手続を定め、当該監査業務に適した能力・経験を有する専門要員の確保の状況等、o関与先の誠実性、及び当監査法人が倫理規則等を遵守できるか、等の観点から、その可否の判断を行っております。

監査責任者は、監査契約の新規締結及び更新が上記方針と手続に従って適切に行われていることを確かめ、その判断に影響を及ぼす情報がある場合は、監査法人に伝達することとしております。

監査業務の契約条件の合意に当たっては、監査基準報告書210、800及び805にそれぞれ準拠するものとしています。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

監査責任者

当監査法人では、監査責任者の選任に関して品質管理規程に、監査責任者の氏名・職責の関与先経営者及び監査役等への伝達、監査責任者がその職責を果たすための適切な適性、能力及び権限を有し、十分な時間を確保できること、職業倫理（独立性を含む。）を遵守して監査業務を実施できることの確認、監査責任者の責任の明確化と各監査責任者への伝達を定め、社員会において選任しております。

監査チームのメンバー

監査チームのメンバーの選任と必要とされる監督の程度の決定において、監査チームのメンバーについて、品質管理規程上、業務の内

容と複雑さの程度が類似した監査業務への従事及び適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度並びにこれまでの実務経験、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する理解度、ＩＴの知識及び会計又は監査の特定の領域を含む適切な専門的知識、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力、当法人の定める品質管理に関する方針及び手続についての理解といった検討事項を定め、社員会において選任しております。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ｱ) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬決定に当たっては、給与ならびに報酬に関する規程により、考課結果に基づいて、職業的倫理、専門的能力、実務経験、品質管理、内部管理、営業活動、教育指導、関与業務の採算性などの特性を考慮し、統括代表社員が社員会の意見を斟酌して決定することとしております。

(ｲ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当監査法人では、すべての社員及び使用人その他の従事者に対して継続的な教育・訓練を受けることの必要性を機会あるごとに伝えており、日本公認会計士協会会則第 122 条第 4 項及び継続的専門能力開発制度に関する細則第 23 条第 1 項で定める必要な単位数を履修しなければならないこととしております。

事務所内の定期的な研修会は年間 3 日間開催し、当監査法人の品質管理等の研修を実施するとともに、各人の履修状況に関して年度を通じたモニタリングを行い、3 月末までに全員が履修義務を達成できるように必要な注意喚起を行っております。

(ｳ) その他

当監査法人は、専門要員に不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供し、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査責任者は専門要員の不正に関する知識及び能力の程度を考慮することとしております。

オ．業務の実施及びその審査

(ｱ) 専門的な見解の問合せ

当監査法人では、品質管理規程に、専門的な見解の問合せに関する規定を定め、監査責任者がこれを遵守していることを確かめております。また、監査責任者は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、上記規定を遵守して適切に専門的な見解の問合せを実施することとしております。

(ｲ) 監査上の判断の相違の解決

当監査法人では、品質管理規程に、監査上の判断の相違に関する規定を定め、監査責任者がこの規定に従って判断の相違を適切に解決しない限り、監査報告書を発行しないこととしております。

(ｳ) 監査証明業務に係る審査

当監査法人では、品質管理規程に監査業務の審査に関する規定を定めるほか、審査規則及び審査実施要領を定め、これらの規定に従って適切な審査が行われていることを確かめております。監査責任者は、上記規程に従って監査業務に係る審査を受け、その内容及び結論を文書化しております。

(ｴ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人では、監査調書の不適切な変更を防止するために、監査ファイルの電子化への移行を行っておりますが、一部は紙媒体のとして保存する監査調書もあり、また、電子化移行前の業務もあるため、それらの不適切な変更を防止するために、監査ファイルの最終的な整理の完了時点で、シリアル番号の付されたセキュリティテープによって封印を行うことによって紙媒体の監査調書への物理的なアクセスを制限し、台帳による管理を行っております。 封印後の監査調書は施錠したロッカー内に保管し、定期的に外部倉庫に移送して所定の期間保存しております。

(ｵ) その他

・監査業務の実施

当監査法人では、品質管理規程に監査業務の実施に関する規

定を定めるほか、日本公認会計士協会の中小事務所等施策調査会研究報告第 13 号監査ツール等を基礎とした監査マニュアル及び関与先毎の監査計画書・監査手続書を定めることにより、監査業務の質を合理的に確保しております。監査責任者は、上記各規程を遵守し、監査チームのメンバーに対し適切な指示・監督を行い、査閲により監査調書が適切に作成されていることを確かめております。特別目的等の監査の場合には、監査基準報告書 800、805 を適用することとしています。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

当法人では、品質管理システムの整備及び運用を可能とするため、品質管理規程に情報と伝達に関する方針又は手続を定め、情報収集と伝達はコミュニケーションを通じて適時かつ適切に行わなければならないこととしております。事務所内のコミュニケーションは、社員会を通じて各社員が情報共有を行い、各社員は専門職員に社員会の情報を伝達し、専門職員の情報は各社員が社員会に伝達することによって行っております。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人では、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、品質管理規程において方針及び手続を定め、主として監査基準報告書 900 に準拠した業務の引継ぎを行うこととしております。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人は、品質管理規程において、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、最高経営責任者が、当法人の品質管理のシステムの最終的な責任を負うこととしております。

監査責任者は、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負っております。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成るリスク評価プロセスをデザインし適用するにあたって、品質管理規程において監査事務所のリスク評価プロセスを定めております。

具体的には、日本公認会計士協会監査・保証基準委員会「品質管理基準報告書第１号実務ガイダンス第４号「監査事務所における品質管理に関するツール（実務ガイダンス）」の様式１を利用しております。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、品質管理規程においてモニタリング及び改善プロセスを定めております。

具体的には、日本公認会計士協会監査・保証基準委員会「品質管理基準報告書第１号実務ガイダンス第４号「監査事務所における品質管理に関するツール（実務ガイダンス）」の様式２－１及び２－２を利用しております。また、個別の監査業務に関しては、日本公認会計士協会中小事務所等施策調査会研究報告第 11 号「中小監査事務所向け監査ツール「完了した監査業務の検証に関する様式例」」のチェックリスト等を利用した検証を実施しております。

④　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

結果

品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供している。

理由

品質管理システムが適切に構築されていることについて整備状況を検証しました。また当該品質管理システムが適切に運用されていることについて検証を行い、品質管理システムの有効性について評価を行いました。

その結果、当該品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しているものと判断しました。

⑤　④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人では、品質管理規程において、監査業務の執行に際し担当外の者が不当な影響を及ぼすことのないよう適切な品質管理のシステムの整備及び運用を行う旨規定し、それぞれの専門要員は、担当外の監査業務の執行に不当な影響を及ぼしてはならない旨定めております。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の９の２第１項（品質管理レビュー））を受けた年月

2024 年 11 月（通常レビュー）
2025 年 11 月（確認レビュー）

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人の最高経営責任者である統括代表社員によって、当監査法人の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認が行われております。

５．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の４又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二．社員の概況

1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7人	0人	7人

2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

該当事項はありません。

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 双葉監査法人	東京都新宿区新宿2丁目4番6号 フォーシーズンビルアネックス	7人	0人	7人	19人
(従) なし	―	―	―	―	―

四．監査法人の組織の概要

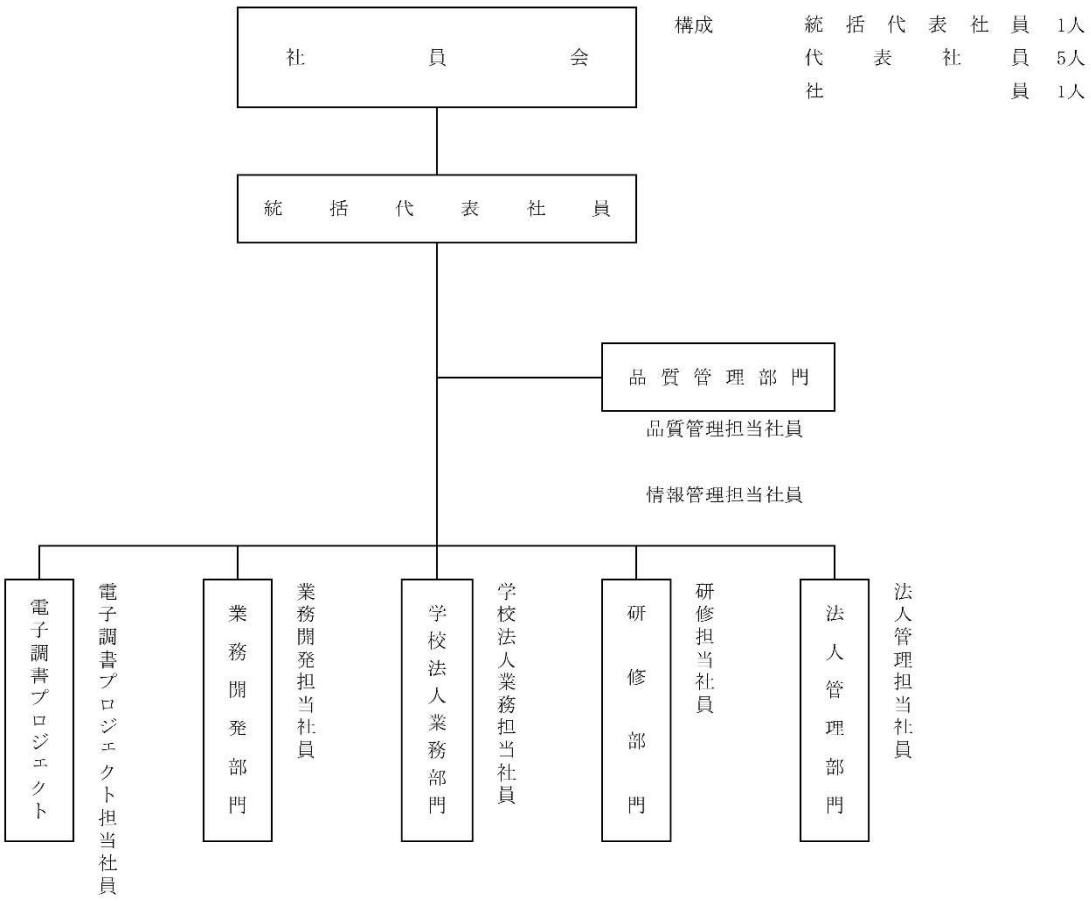

五．財産の概況

１．売上高の総額

（単位：　　円）

	第28年度 2024年7月1日～ 2025年6月30日	第29年度 2025年7月1日～ 2026年6月30日
売上高		
監査証明業務	159,866,156 円	165,040,642 円
非監査証明業務	1,000,000 円	1,000,000 円
合　計	160,866,156 円	166,040,642 円

２．直近の二会計年度の計算書類

※　添付を参照。

無限責任監査法人のため添付はありません。

３．２．に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため添付はありません。

４．供託金等の額

無限責任監査法人のため記載はありません。

５．供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人のため記載はありません。

六．被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

株式会社毎日コムネット
平和紙業株式会社
ティアンドエスグループ株式会社
コロンビア・ワークス株式会